

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
監査	社会福祉法人白老会	つゆくさ	令和2年6月18日(木)、6月23日(火)	就労継続支援A型 就労継続支援B型	管理者の責務	生産活動の業務の実施状況の把握は出来ていたが、個別支援計画の作成等及び苦情解決、虐待の防止のための措置に関する事項など、運営に関する基準を遵守するための指揮命令が不十分であった。	○	これまで管理者とサービス管理責任者が兼務であり、十分な対応ができていなかったが、本年7月1日付けで、管理者補佐を置き、これによって管理者の負担を軽減し、管理者が適正な指揮・命令を行うことのできる組織体制の改善に着手した。
					個別支援計画の作成等	管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成(変更)に関する業務を担当させなければならないが、アセスメントの記録や支援会議の記録が不十分であり、適切な管理者の監督がなされていない。	○	上記項目と同様に、管理者とサービス管理責任者が兼務であり、個別支援計画の作成(変更)に係る業務に不十分な処理があったが、管理者補佐を置くことにより、サービス管理責任者が本来の職務に専念できる体制を整備した。
					一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。	○	年間の研修計画の中で、虐待防止、人権意識をテーマとした研修の充実を図るほか、毎月1度開催を予定している職員定例ミーティングにおいても、定期的に当該理念に触れる機会を増やし、職員一人一人が日頃から常に「虐待防止」及び「人権尊重」の意識をもって職務にあたることのできるような組織作りにも努めることとする。
実地指導	株式会社アキヨシフードサービス	SOI STANCE	令和2年9月8日(火)	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。	○	令和2年10月5日に虐待防止研修を実施した。
					契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。	○	令和2年9月17日付で市町村に報告した。
					勤務体制の確保等	各事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和2年10月より事業ごとの補助簿を作成し、勤務実績を管理することとした。
実地指導	株式会社RELIFE	みらいず	令和2年9月14日(月)	自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型	非常災害対策	非常災害に備えるための定期的な訓練が行われていない。	○	令和2年11月13日に職員と利用者合同で防災訓練・非常災害訓練を実施し、記録を作成した。
				就労継続支援B型	工賃の支払等	令和元年度の決算において、工賃が過払い(生産収入から収入経費等を控除したもの以上)となっていた。	×	新型コロナウイルスの影響もあり、売上や受産収益に変動があるが、年度末に工賃が過払いにならないようにする。
実地指導	株式会社ニテイ学館	ニテイケアセンター両三柳	令和2年10月6日(火)	居宅介護・重度訪問介護	指摘事項なし			
実地指導	株式会社ニテイ学館	ニテイケアセンターみのかや	令和2年10月6日(火)	居宅介護・重度訪問介護	指摘事項なし			
実地指導	社会福祉法人遊歩	吾亦紅	令和2年10月12日(月)	就労継続支援B型	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					勤務体制の確保等	各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型)と共同生活援助事業所の兼務の職員が多く、勤務実績記録表を作成し勤怠管理を行うこととした。今後はICTの導入なども検討する。
実地指導	社会福祉法人遊歩	夜見われもここの家	令和2年10月13日(火)	共同生活援助、短期入所	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					入退所の記録の記載等	利用契約をした時に、契約支給量等を受給者証に記載していない。	○	各利用者の受給者証を確認し、記載漏れのあった者の必要事項の掲載、確認印を押印した。
					勤務体制の確保等	各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	多機能型事業所(生活介護・就労継続支援B型)と共同生活援助事業所の兼務の職員が多く、勤務実績記録表を作成し勤怠管理を行うこととした。今後はICTの導入なども検討する。
実地指導	特定非営利活動法人あいぼりい	生活介護事業所あいぼりい	令和2年10月16日(金)	生活介護	口頭指摘事項のみ			

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	有限会社幸福	アヴニール幸福	令和2年10月22日(木)	就労継続支援B型	利用者負担額等の受領	食事の提供に要する費用の受領において、領収証を交付していない。	○	8～10月分の当該費用に係る領収証を交付した。
実地指導	株式会社浜田興業	まほろば	令和2年10月27日(火)	就労継続支援B型	契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。	○	利用契約者について、報告した。管理者兼サービス管理責任者、事務員が共に確認する。
					勤務体制の確保等	月ごとの職員の勤務体制が作成されておらず、勤務実績を管理していないなど、勤怠管理が適切ではない。	○	毎月ごとに作成、管理する。
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	欠席に係る相談援助の記録がないものについて加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。	○	過誤請求の手続きを行った。
					給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	送迎加算 I を算定しているが、平均10人の利用がなく算定要件を満たしていない。	○	過誤請求の手続きを行った。変更届出書を提出した。
実地指導	株式会社ライフ	グループホームLIFE	令和2年11月11日(水)	共同生活援助	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。また、選任した虐待防止責任者が、事業所責任者ではなく適切ではない。	○	令和2年11月18日に虐待防止研修を行った。また虐待防止責任者について、事業所内の者を選任した。
					入退居の記録の記載等	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。	○	報告済みであることを確認した。
					勤務体制の確保等	職員の勤務実績を管理していないなど、勤怠管理が適切ではない。	○	従業者の勤務体制を定め、勤務実績の管理を行った。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件などの具体的事項が記載されていない。	○	事業所の実情に即した計画に見直し、計画書を作成し直した。
実地指導	一般社団法人ぼかぼか	グループホーム木もれ陽	令和2年11月12日(木)	共同生活援助	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	○	モニタリング後、サービス提供者と会議を行い、支援計画案を作成する(会議内容は記録する)。12月から実施。
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。	○	法令遵守責任者の変更届を提出済。
実地指導	特定非営利活動法人幸伸	レゴリス幸伸	令和2年11月17日(火)	就労継続支援B型	工賃の支払等	令和元年度の決算において、工賃が過払い(生産収入から収入経費等を控除したものを以上)となっていた。	×	令和2年度について、上半期は新型コロナの影響もあり生産活動収入が著しく減少した月もあったが、令和2年9月からは新規の受託作業を取り入れたことで収入が増加しており、今年度は改善を行う見込み。
					契約支給量の報告	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。	○	令和2年11月18日に報告した。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に従たる事業所が含まれていない。また、避難訓練を実施した記録がない。	○	令和2年11月17日付で従たる事業所の非常災害対策を策定した。避難訓練は今後令和2年度中に実施し、記録を作成する。
					会計処理	令和元年度の決算において「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理がなされていない。	△	令和2年度からの会計処理について、基準に従った内容での処理を行い書類等を作成する。
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。	△	施設外就労を実施する際の留意点をまとめ、その内容のとおり今後は実施する。
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	株式会社さくら	さくら事業所	令和2年11月24日(火)	就労継続支援A型	一般原則(虐待防止)	虐待防止のための研修が行われていない。	△	令和3年3月を目途に実施し、報告する。今後は年1回社内研修を行い、実施記録を作成する。
					従業者の員数 給付費の算定及び取扱い(サービス管理責任者欠加減算、個別支援計画未作成減算)	サービス管理責任者について、資格要件を満たしていない。	△	令和2年11月30日付でサービス管理責任者を雇用した。(各減算については)令和3年6月末までに点検を行い、過誤調整を行う。
					賃金及び工賃	令和2年9月期決算において、賃金が過払い(生産収入から収入経費等を控除したものの以上)となっていた。	×	令和2年10月から令和3年9月について、賃金などを見直す。詳細は経営改善計画書において提出する。
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、契約支給量等を受給者証に記載していない。	△	現在確認中。令和3年3月末までに調べた上で、受給者証に記載する。
					契約支給量の報告等	利用契約をした時に、市町村へ報告をしていない。	△	現利用者について、未報告のものは令和3年4月初旬までに報告する。市町村に問い合わせをし、今後は報告を行う。
					訓練等給付費の額に係る通知等	代理受領通知を行っていない。	△	令和3年1月提供分から通知することとする。
					秘密保持等	業務上知り得た秘密について、従業者が秘密を保持するための必要な措置が講じられていない。	○	守秘保持について、職員と交わした。
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)において、担当者会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)の実施記録がない。	△	令和2年12月以降、今後作成分から実施する(計画作成の手順を確認し、担当者会議の記録を残す)。
					勤務体制の確保等	職員の勤務体制、勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	△	令和3年3月から勤務予定表を作成し、実績管理を行うこととした。毎月、勤務形態一覧表を作成し、職員の勤務管理を行う。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に、立地条件などの具体的事項が記載されていない。また避難訓練について実施記録を作成していない。	△	避難訓練は毎年2回(5月、10月)に行う。非常災害対策計画の見直しは令和3年4月までに行う。避難訓練を実施した場合は実施記録を作成する。
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が契約後1か月以上たっても作成されていないもの、見直しが行われていないものがある。	△	令和3年6月末までに自己点検を行い、報告する。
					給付費の算定及び取扱い(送迎加算)	送迎加算Iを算定しているが、平均10人の利用がなく算定要件を満たしていない。	△	誤って請求したものについて自己点検を行い、令和3年6月までに報告する。
業務管理体制の整備等	法令遵守責任者が退職したにもかかわらず、変更届が提出されていない。	○	変更届提出済。変更時は速やかに届出を提出する。					
実地指導	株式会社さくら	グループホームさくら	令和2年11月24日(火)	共同生活援助	従業者の員数 給付費の算定及び取扱い(サービス管理責任者欠加減算、個別支援計画未作成減算)	サービス管理責任者について、資格要件を満たしていない。	△	(各減算については)令和3年6月末までに点検を行い、過誤調整を行う。
					入退居の記録の記載等	利用者が退去した際に、市町村へ報告をしていない。	△	現在確認中。令和3年3月末までに調べた上で、受給者証に記載する。
					給付費の算定及び取扱い(個別支援計画未作成減算)	個別支援計画が契約後1か月以上たっても作成されていないもの、見直しが行われていないものがある。	△	令和3年6月末までに自己点検を行い、報告する。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人伯耆みらい	伯耆みらい	令和2年12月7日(月)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	○	令和2年12月の個別支援計画作成時から会議記録を作成、記録している。
					勤務体制の確保等	職員の勤務体制、勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	令和2年12月から勤務体制を月ごとに定め、勤務実績の管理を行っている。
					非常災害対策	非常災害対策計画の内容に従たる事業所が含まれていない。	○	令和3年1月30日に従たる事業所の計画を作成した。
					会計処理	令和元年度の決算において「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理を行ったことが確認できない。	○	令和3年2月1日に、基準に基づく処理(事業活動明細書等の作成)を行った。
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。	○	令和2年12月より、実施している。
					業務管理体制の整備等	法令遵守責任者を変更したにもかかわらず、変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
実地指導	医療法人社団日翔会	おしどり荘訪問介護事業所	令和2年12月9日(水)	居宅介護	個別支援計画の作成	個別支援計画について、6か月ごとに必要に応じた計画変更、計画継続の場合の確認を行っていない。また、利用者の都合による変更があった場合の記録を残していない。	○	居宅介護計画書の短期目標を6か月に設定し、サービス提供責任者が期間管理を行う。短期目標6か月到来前に評価表を作成し、計画書を更新する。提供するサービスの日程等の変更時は、サービス提供責任者が確認し、サービス実施記録に記録する。
				重度訪問介護	口頭指摘事項のみ			
実地指導	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	社会福祉法人日野町社会福祉協議会おしどり作業所	令和2年12月9日(水)	就労継続支援B型	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	△	令和3年2月に担当者会議を行い、個別支援計画の見直しを行い、会議記録票を作成する。
					給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	事業所都合に係る欠席について加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。	○	記録の記載誤りであり、要件には合致していたことを市町村に説明した。算定要件を確認し、記載誤りがないよう請求事務を行う。
					給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	施設外就労の実施に必要な事項がなされていない。	○	令和2年12月より、実施している。
実地指導	一般社団法人ST	きくらげくらぶ	令和2年12月11日(金)	就労継続支援B型	サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、提供の都度、利用者から確認を得ていない。	○	毎通所日に利用者本人からの確認印を頂く書類を作成した。
					個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	△	次回以降作成時から実施する。
					給付費の算定及び取扱い(目標工賃達成指導員)	目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていないが、算定している。	○	過誤申立書を提出し、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(変更届)を提出した。
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	あかり広場	令和2年12月15日(火)	生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	出勤管理簿を新たに作成し、勤怠管理を行うこととした。
				生活介護	給付費の算定及び取扱い(欠席時対応加算)	欠席に係る相談援助の記録がないものについて加算算定するなど、要件に合致しないものを算定している。	△	実績確認を行い、不備のある部分の過誤調整を行う。
					給付費の算定及び取扱い(人員配置体制加算)	勤務実績が不明瞭であるため、加算算定要件に合致した人員配置の可否が確認できない期間がある。	○	点検後、人員配置基準を満たしていることを確認した。
				就労継続支援A型・就労継続支援B型	給付費の算定及び取扱い(基本報酬、施設外就労加算)	月2回の目標達成度についての評価等の記録が不十分である。	○	書式を変更。実施すべきことの明確化を図る。

項目	法人名	事業所名	実施日	事業種別	改善を要する事項	指摘内容	改善状況	改善内容
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	ピアットあかり	令和2年12月15日(火)	共同生活援助	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	出勤管理簿を新たに作成し、勤怠管理を行うこととした。
実地指導	特定非営利活動法人あかり広場	生活サポートセンターあかりピアット・ネオ	令和2年12月15日(火)	短期入所	指定の変更の申請等	指定に係る届出事項(協力医療機関)に変更があった場合に、変更があった日から10日以内に変更届が提出されていない。	○	変更届出書を提出した。
					サービスの提供の記録	サービスを提供したことについて、提供の都度、利用者から確認を得ていない。	○	実績記録を作成し、利用の都度、確認を行うこととした。
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所及び事業を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	出勤管理簿を新たに作成し、勤怠管理を行うこととした。
実地指導	社会福祉法人地域でくらす会	みんなの処	令和2年12月17日(木)	生活介護	個別支援計画の作成	個別支援計画の作成(見直し)に係る会議(計画原案の内容について利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等に意見を求める会議)を実施した記録がない。	△	次回個別支援計画の作成時に担当者会議を開催し、議事録作成を行う。
					勤務体制の確保等	法人が運営する各事業所を兼務する職員の勤務実績が不明瞭であり、勤怠管理が適切ではない。	○	サービス種別毎に勤務時間の実績管理ができる様式で管理を実施(令和3年2月より)。
					非常災害対策	避難訓練を実施していない。	○	令和3年1月20日に消防訓練を実施した。今後も年2回の訓練を実施予定。
監査	社会福祉法人白老会	つゆくさ	令和3年2月8日(月)	就労継続支援A型・就労継続支援B型	従業員の員数、勤務体制の確保	令和3年2月の従業員の勤務予定表において、サービス管理責任者が週2回、施設外就労先で勤務する予定となっていた。また、サービス管理責任者のみが、2月1日及び3日に施設外就労先において作業員として従事していた。	△	指摘以降、サービス管理責任者は施設外就労先において作業しないこととした。
					勤務体制の確保、訓練	サービス提供について、設置法人の代表者が直接利用者に指導指示を行うなどしており、事業所の従業員が訓練又は支援を行う体制がとられていない。	△	サービスの提供は、今後、新しく職業指導員を配置し、具体的なサービスの内容を記載した個別支援計画の目標を念頭に、事業所の従業員が行うこととした。